

政令第 号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備に関する政令

内閣は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）の施行に伴い、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（総務省組織令の一部改正）

第一条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
--------------	---

(財務省組織令の一部改正)

第二条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第四条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

(農林水産省組織令の一部改正)

第三条 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十六年三月三十一日	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
--------------	---

(国土交通省組織令の一部改正)

第四条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十六年三月三十一日	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）の総合的な振興及び開発に関すること。</p>
--------------	--

附則第六条第二項及び第十条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め

る。

## 附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 理由

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、総務省自治行政局の所掌事務の特例の期限を延長する等総務省組織令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。